

## 町営住宅退去時の手続きについて

引越しされる前に次のことを是非守ってください。

1. 町営住宅返還届（様式第30号）の提出（退去しようとする日の5日前まで）  
退去理由及び移転住所先・電話番号・入居名義人の口座番号（郵便以外の金融機関）を記入し、管理人の記名確認印をいただいでください。
2. ガス器具等取りはずし施行証明書の提出  
住宅番号及び氏名を記入の上、各住宅の供給指定業者に確認印を頂いてください。
3. 自己負担修繕（修繕終了後、町担当職員の検査を受けてください。）  
畳表替、フスマの張替、障子の張替  
その他の入居者負担箇所及び故意破損箇所  
増築及び模様替えをした箇所  
※中岩田南団地については、ハウスクリーニングを頼んでください。
4. 家賃日割の算出  
退去検査完了日までの日割計算により、別にお渡しする納付書により納付していただきます。  
なお、口座振替で納入されている場合につきましては全額口座より引落しさせていただいた後に差額を指定口座にお戻しします。
5. 敷金の還付  
入居時にお預かりしておりました敷金を、住宅使用料が完納され次第指定口座にお戻しします。
6. 上下水道・電気・ガスの使用料の清算及び閉栓等の手続き  
町役場上下水道班(電話84-1531)・東北電力会津若松支社(お客様センター 電話0120-175-266)LPガス供給業者に清算及び閉栓等の手続きを行うこと。
7. その他  
台ノ下・中岩田・中村・新中村団地の方は、便所のくみ取りを行ってください。また、古町川尻・新中岩田・新中村団地の方は、風呂釜排気口をダンボール等で塞いでください。（塞がないと鳥等が侵入します。）

### 【町内の畳店】

順不同

店名	所在	電話
荒井畳工業	字市中三番甲3524	83-2840
江川畳店	字市中四番甲3750	83-1164
高橋製畳	字市中二番甲3637	83-2716
中川たたみ産業(有)	字上口518-3	83-2207